

## 鳥取県告示第360号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年6月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
カインズホーム鳥取店F Cウシオ  
鳥取市古海509、509-1、510-1、511-1、514-1、514-3、515-1、518-1、519、520-1、520-2、520-3、521-1、521-2、522、572、573、574、575、576、577、578、579-1、579-2、581-1、582-1、582-7、583-1、587-1、589-1、590、593、594-1及び594-2並びに徳尾182-1
- 2 変更する事項  
駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
変更前  
(1) 出入口の数 6か所  
(2) 位置 6の書類に記載のとおり  
変更後  
(1) 出入口の数 7か所  
(2) 位置 6の書類に記載のとおり
- 3 変更年月日  
平成23年6月6日
- 4 変更する理由  
駐車場における来客者の安全性と利便性の向上のため
- 5 届出年月日  
平成23年6月2日
- 6 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間  
平成23年6月21日から4月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室  
鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所県民局  
鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済戦略課
- 9 意見書の提出  
鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。